

○中間市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱

平成18年9月1日告示第93号

改正

平成25年3月29日告示第45号

平成27年12月28日告示第175号

平成28年3月31日告示第53号

平成30年12月27日告示第218号

中間市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中間市（以下「市」という。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防福祉用具購入費及び介護予防住宅改修費（以下「福祉用具購入費等」という。）の支給を受ける居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）の一時的負担を軽減するため、福祉用具購入費等の支給に係る受領委任払いの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「受領委任払い」とは、市が居宅要介護被保険者等に対し福祉用具購入費等を支給するに当たり、居宅要介護被保険者等が委任した事業者（第4条第3項の登録事業者に限る。）をその受取人とし、市が当該事業者福祉用具購入費等を支払うことをいう。

(対象者)

第3条 受領委任払いを利用できる居宅要介護被保険者等は、被保険者証に法第66条から第69条までの規定に基づく保険料の滞納等による支払方法変更等の記載等がない者とする。

(登録の申請等)

第4条 特定福祉用具販売事業者又は住宅改修事業者は、受領委任払いにより福祉用具購入費等を受領することができる者としての登録を受けようとするときは、福祉用具購入費等受領委任払い事業者登録申請書（別記第1号様式。以下「登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、福祉用具購入費等受領委任払い登録決定（却下）通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により事業者登録の決定を受けた者（以下「登録事業者」という。）について、中間市福祉用具購入費等受領委任払い登録事業者名簿への登録を行うとともに、当該登録事業者に対し、中間市福祉用具購入費等受領委任払い取扱事業者登録証（別記第3号様式）の交付を行い、居宅要介護被保険者等に対し、当該登録事業者に係る情報提供を行うものとする。

(登録の有効期間)

第5条 事業者登録の有効期間は、申請を受け付けた日の属する月の翌月の1日から当該通知日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

(登録の更新)

第6条 登録事業者は、事業者登録の有効期間が満了する前に、登録申請書により、市長に登録の更新の申請を行うことができる。

2 第4条第2項の規定は、登録の更新を行う者について準用する。

3 第1項の規定により更新した事業者登録の有効期間は、前項において準用する第4条第2項の規定による通知の日の属する年度の翌年度の4月1日から2年間とする。

4 第1項の規定による申請の開始時期は、市長が別に定める。

(登録事業者の責務)

第7条 登録事業者は、関係法令等を遵守するとともに、居宅要介護被保険者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、その心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な対応を行うよう努めなければならない。

2 登録事業者は、住宅改修（法第45条第1項の住宅改修をいう。以下同じ。）又は福祉用具（法第8条第13項の特定福祉用具又は法第8条の2第11項の特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。）の販売に際し、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）と必要な連絡調整を行わなければならない。

3 登録事業者は、市が行う福祉用具購入等に関する研修会に出席しなければならない。

(変更の届出)

第8条 登録事業者は、第4条第1項又は第6条第1項の規定により登録した内容に変更が生じたときは、福祉用具購入費等受領委任払い事業者登録事項変更届出書（別記第4号様式）により市長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、登録した事業所を廃止し、休止し、又は再開する場合は、福祉用具購入費等受領委任払い事業者登録事業（廃止・休止・再開）届出書（別記第5号様式）により、市長に届け出なければならない。

(報告)

第9条 市長は、福祉用具購入費等の支給に関し必要があると認めるときは、登録事業者に報告を求めることができる。

(事業者登録の取消し)

第10条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者登録を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により第4条又は第6条に規定する登録を受けたとき。

(2) 福祉用具購入費等の請求に不正があったとき。

(3) 第7条の規定に著しく違反したとき。

(4) 前条に規定する報告の求めに応じないとき、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 居宅要介護被保険者等が求めるにもかかわらず、正当な理由なく受領委任払いを拒否したとき。

(6) その責めに帰すべき事由により居宅要介護被保険者等の財産を破損し、又は滅失したことによる損害の賠償に応じないとき。

2 市長は、前項の規定により事業者登録を取り消すときは、第4条第3項に規定する登録事業者名簿から抹消し、福祉用具購入費等受領委任払い事業者登録取消通知書（別記第6号様式）により登録事業者に通知するものとする。

（居宅要介護被保険者等の手続）

第11条 居宅要介護被保険者等は、受領委任払いに係る住宅改修又は福祉用具の購入を行うときは、あらかじめ居宅介護支援事業者等にその旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知をした居宅要介護被保険者等は、登録事業者に福祉用具購入費等の受領に関する権限を委任しなければならない。

（支給申請）

第12条 前条第2項の規定により福祉用具購入費等の受領に関する権限を委任した場合における居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の申請については、中間市居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給の申請等に関する要綱（平成18年中間市告示第31号）第2条から第4条まで及び第5条第1項の規定を準用する。

2 前条第2項の規定により福祉用具購入費等の受領に関する権限を委任した場合における居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費の支給の申請については、中間市居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費の支給の申請等に関する要綱（平成25年中間市告示第52号）第2条及び第3条の規定を準用する。

3 居宅要介護被保険者等は、第1項において準用する中間市居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給の申請等に関する要綱第2条第1項又は前項において準用する中間市居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費の支給の申請等に関する要綱第3条第1項に規定する申請書を提出するときは、委任状（別記第7号様式）により福祉用具購入費等の受領に関する権限を委任したことを証明するものとする。

（福祉用具購入費等の支給）

第13条 市長は、前条第1項において準用する中間市居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給の申請等に関する要綱第3条第1項に規定する書類等又は前条第2項において準用する中間市居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費の支給の申請等に関する要綱第3条に規定する申請書の提出を受けたときは、内容を審査して福祉用具購入費等の支給又は不支給を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により福祉用具購入費等の支給又は不支給を決定したときは、書面により登録事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により受領委任払いに係る福祉用具購入費等の支給を決定したときは、30日以内に居宅要介護被保険者等に福祉用具購入費等を支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者等に代わり、当該登録事業者に福祉用具購入費等を支払うものとする。

4 前項の規定により登録事業者に対する支払があったときは、居宅要介護被保険者等に対して福祉用具購入費等の支給があったものとみなす。

5 登録事業者は、第3項の規定による支払を受けたときは、当該支払に係る居宅要介護被保険者等に対し、領収証及び現に要した費用の内訳書を発行しなければならない。

（自己負担）

第14条 福祉用具購入費等の支給を受領委任払いにより受給する居宅要介護被保険者等は、当該住宅改修又は福祉用具の購入に要する費用（保険給付の対象となる費用部分に限る。）の100分の10、100分の20又は100分の30を自己負担しなければならない。この場合において、自己負担額に1円未満の端数があるときは、切り上げるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、福祉用具購入費等の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年9月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

別記第1号様式（第4条関係）

福祉用具購入費等受領委任払い事業者登録申請書
(新規・更新)

フリガナ	
事業者名称 代表者氏名	
住所又は所在地	〒 電話 () FAX ()
営業形態	法人 ・ 個人
事業開始日	年 月 日
営業時間・休業日	営業時間 休業日
従業員数	全従業員 人 うち 1級建築士 人 2級建築士 人 福祉住環境コーディネーター 人 福祉用具専門相談員 人 その他の有資格者 (資格名称と人数)
業務概要・特色	指定事業者番号 (福祉用具販売事業者のみ)
申請区分 (該当する箇所に○を してください)	福祉用具購入費 ・ 住宅改修費
中間市長 様	上記のとおり、受領委任払い事業者の登録をしたいので、中間市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱第4条第1項の規定により申請します。 年 月 日
申請者 住所又は所在地 事業者名称 代表者氏名	

別記第2号様式（第4条関係）

別記第2号様式（第4条関係）

第 年 月 日

様

中間市長

福祉用具購入費等受領委任払い登録決定（却下）通知書

先に申請のありました事業者登録について、下記のとおり決定（却下）しましたので、中間市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱第4条第2項又は第6条第2項の規定により通知します。

記

決定内容	決定 ・ 却下
登録番号	
事業者名称	
代表者氏名	
住所又は所在地	〒 電話 () FAX ()
有効期間	年 月 日～ 年 月 日
却下理由	

審査請求について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中間市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中間市を被告として（訴訟において中間市を代表する者は中間市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記第3号様式（第4条関係）

別記第3号様式（第4条関係）

中間市福祉用具購入費等受領委任払い取扱事業者登録証

登録番号	
事業者名称	
代表者氏名	
住所又は所在地	

上記の者は、中間市福祉用具購入費等受領委任払い取扱事業者として登録されていることを証する。

年 月 日

福岡県中間市長

別記第4号様式（第8条関係）

別記第4号様式（第8条関係）

福祉用具購入費等受領委任払い事業者登録事項変更届出書

登録番号	
フリガナ	
事業者名称 代表者氏名	
住所又は所在地	〒 電話 () FAX ()
営業形態	法人 ・ 個人
事業開始日	年 月 日
営業時間・休業日	営業時間 休業日
従業員数	全従業員 人 うち 1級建築士 人 2級建築士 人 福祉住環境コーディネーター 人 福祉用具専門相談員 人 その他の有資格者（資格名称と人数）
業務概要・特色	指定事業者番号（福祉用具販売事業者のみ）
変更内容	
変更（予定）日	年 月 日
中間市長 様	上記のとおり、受領委任払い登録事項に変更がありましたので、中間市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱第8条第1項の規定により届け出ます。 年 月 日
届出者 住所又は所在地 事業者名称 代表者氏名	

別記第5号様式（第8条関係）

別記第5号様式（第8条関係）

福祉用具購入費等受領委任払い事業者登録事業（廃止・休止・再開）届出書

登録番号	
フリガナ	
事業者名称 代表者氏名	
住所又は所在地	〒 電話 () FAX ()
廃止・休止・再開 区分	廃止 ・ 休止 ・ 再開
廃止・休止・再開 の日付	年 月 日 (～ 年 月 日)
廃止・休止・再開 の理由	
中間市長	様 上記のとおり、受領委任払い登録事業を（廃止・休止・再開）したので、中間市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱第8条第2項の規定により届け出ます。 年 月 日
届出者 住所又は所在地 事業者名称 代表者氏名	

別記第6号様式（第10条関係）

別記第6号様式（第10条関係）

第 年 月 日

様

中間市長

福祉用具購入費等受領委任払い事業者登録取消通知書

先に決定しました事業者登録について、下記の理由により取り消しましたので、中間市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

登録番号	
事業者名称	
代表者氏名	
住所又は所在地	〒
取消年月日	年 月 日
取消理由	

審査請求について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中間市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中間市を被告として（訴訟において中間市を代表する者は中間市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

委 任 状

年 月 日

私は、中間市の受領委任払い登録事業者に対して、以下の権限を委任します。

- 居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領
- 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の受領

委 任 者
(被 保 険 者)

住所

氏名

受 任 者
(受領委任払い登録事業者)

住所又は所在地

事業所名称

代表者氏名

担当者氏名